

## 大気汚染物質に係る環境基準

物質の名称	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること

ppm : 100万分の1